◯◯◯◯　会則・規約

（名称及び事務所）

第１条　本会は◯◯◯◯と称し、事務所を広島県福山市◯◯町◯◯番地に置く。

（目的）

第２条　本会は◯◯◯◯することを目的とする。

（会員）

第３条　本会の会員は、第２条に定める目的に賛同する者をもって構成する。

２　本会へ入会又は退会しようとするものは、会長に届け出るものとする。

３　本会へ入会又は退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（事業）

第４条　本会は第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）◯◯の実践に関すること

（２）◯◯の技術向上に関すること

（３）◯◯の普及に関すること

（４）◯◯に関心がある団体・個人との交流に関すること

（役員の種別）

第５条　本会に次の役員を置く。

（１）代表１名

（２）会計１名

（３）監事１名

（役員の職務）

第６条　役員は次の職務を行う。

（１）会長は、本会を代表し、会務を総括する。

（２）会計は、本会の会計事務を処理する。

（３）監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年報告する。

（役員の任期）

第７条　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の在任期間とする。

（経費）

第８条　本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

（会計年度）

第９条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

附　則　この会則（規約）は、◯◯◯◯年◯◯月◯◯日から施行する。